

2016年3月18日

堺市長 竹山修身 殿

【公開質問状】

堺市「有害図書類を青少年に見せない環境づくりに関する協定」について

一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会
一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

堺市は、3月16日、一部のコンビニエンス・ストアとの間で、「有害図書類を青少年に見せない環境づくりに関する協定」を締結しました。協定では大阪府青少年健全育成条例第13条第1項により指定されたものおよび同条第2項に該当するものを「有害図書類」とし、これらの販売に当たっては緑色のフィルムで包装することとなっています。フィルムは、幅12cmにもおよぶもので、雑誌などを包むと表紙の半分は見えない状態になってしまいます。

雑誌や書籍類の表紙は、編集者、デザイナーなど、多くの人たちが知恵を絞り、読者に制作の意図など思いのたけを伝えようと、作り上げたものであり、読者も購入するか否かを決める重要な手がかりとしているものです。

今回の措置は、大阪府条例の規定を逸脱するものであり、我々は堺市が締結したこの協定は、図書類への恣意的な規制強化につながるものとして大いに懸念しています。

そこで、以下の点につき、質問いたします。

*

1. 協定第1条（目的）には、「公的空間における性的表現を抑制するため」とありますが、これは日本国憲法第21条で保障されている「表現の自由」に抵触するものではないでしょうか？
2. 大阪府青少年健全育成条例第15条は、「規則で定める方法により、有害図書類を他の図書類と区分」することを求めているだけです。同条例施行規則第6条第1項第2号でも、「ビニール包装」「ひも掛け」などを施し、内容を「容易に閲覧できない状態」にすることは規定されていますが、表紙まで見えなくせよとは書かれていません。「フィルム」包装は条例を逸脱する行為といえるのではないのでしょうか？
3. また、同施行規則では、「ビニール包装、ひも掛けその他これらに準ずるものとして知事が認める方法により有害図書類を容易に閲覧できない状態」にするよう規定されています。今回の「フィルム」包装は「知事の認める方法」ですか？

4. 条例第13条第1項に該当する「個別指定」の図書類に関しては、知事が指定し公示することとなっていますが、第2項に該当する「包括指定」の図書類については、公示する決まりになっていません。そうであれば、図書類が「有害図書類」であるか否かの判断は、誰が、いつ行うのでしょうか。また、販売する各店舗では、どのようにそれを知ることができるのでしょうか？
5. 表紙を「フィルム」で覆うと、成人読者もその図書類の内容を表紙から確認できず、図書を選択する自由を奪われることとなりますが、どうお考えですか？
6. 条例第9条には、「青少年の健全な育成を図ろうとするものであって、これを濫用し、表現の自由その他この条例の規定を受ける者の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない」とありますが、この協定は条例第9条に違反していませんか？
7. この協定は「堺セーフシティ・プログラム」推進事業の一環とされていますが、「女性・女兒に対する性暴力の防止・減少」を目的とする同プログラムと「青少年の健全育成」を目的とする府条例とは、そもそも目的、法的枠組みがまったく異なっているように思われますが、いかがお考えでしょうか？
8. この協定は「有害図書類を青少年に見せない環境を整備」し「女性や子どもに対する暴力を防止、及び減少させることを目的とする」とありますが、つまりは、性表現のある図書類が性犯罪の原因になっているとお考えなのでしょうか？ 堺市として、「性表現が性犯罪の原因」という科学的データをお持ちでしたらご教示ください。

＊

上記8項目について、遅くとも2016年3月31日までに、文書をもってご回答ください。

なお、本質問状およびご回答については、日本雑誌協会および日本書籍出版協会のホームページで公開するとともに、メディアにもリリースいたします。

以上